

介護保険料の減免について

介護保険料は、前年の所得に応じ、年度ごとに決定していますが、保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合のほか、災害や不慮の事故などに対する減免制度を設けています。

これらの減免には「申請」が必要ですので、要件に該当していると思われる場合は、制度の詳細について介護保険課に問い合わせください。

なお、減免の可否は、資産調査などの結果に基づき、市の基準に照らして決定しますので、申請していただいても適用できない場合があります。

低所得者減免

保険料段階が第1段階（生活保護受給者を除く）から第3段階の方で、次の①～③のすべての要件に該当する方

- ① 市民税が課税されている方から、住まい、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市民税課税上、または医療保険上の被扶養者にもなつ

ていないこと

- ② 資産などを活用してもなお生活が困窮していると認められること（資産には土地、家屋、有価証券、貴金属、預貯金などを含みます）
- ③ 左表の要件を満たしていること

その他の減免

■ 次のいずれかに該当し、損害保険などの給付がないか、一定額以下の場合

① 災害により、住宅、家財などの財産について著しい損害を受けた場合

■ 無年金外国籍高齢者福祉給付金を受給している場合

■ 監獄、労務場、その他これに準ずる施設に1カ月以上拘禁された場合

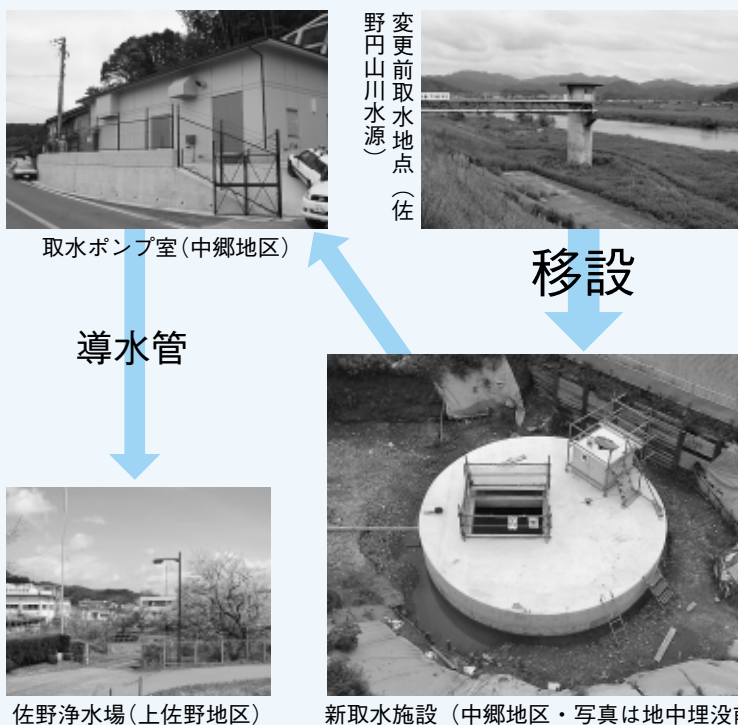
《問合せ》介護保険課
☎ 24-2401

区分	減免要件	減免額
第1段階・第2段階	① 単身世帯 減免申請者の属する世帯の年間収入計が60万円以下	決定額の1/2を減免（基準額相当額に相当り）
	② 世帯員が2人以上の世帯 減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入計が60万円+30万円×(世帯員人数-1)以下	決定額の2/3を減免（基準額相当額に相当り）
第3段階	① 単身世帯 減免申請者の属する世帯の年間収入計が60万円以下	決定額の2/3を減免（基準額相当額に相当り）
	② 世帯員が2人以上の世帯 減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入計が60万円+30万円×(世帯員人数-1)以下	決定額の1/3を減免（基準額相当額に相当り）
	③ 単身世帯 減免申請者の属する世帯の年間収入計が120万円以下	決定額の1/3を減免（基準額相当額に相当り）
	④ 世帯員が2人以上の世帯 減免申請者の属する世帯のすべての世帯員の年間収入計が120万円+60万円×(世帯員人数-1)以下	決定額の1/3を減免（基準額相当額に相当り）

安定給水を目指して取水地点を移設

豊岡地域と城崎地域の一部の皆さん（約4万人）に配水している佐野浄水場の取水地点を変更しました。

これは、豊岡市の主要な取水水を潮水から守るため、これまでの取水地点（佐野円山川水源）を約3キロ上流の中郷地区に移設したものです。この水源は、濁度0・3以下のとてもきれいな水で、6月1日から供用開始しています。



国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付は 口座振替が便利です！

国民年金保険料の納め忘れがありますと、将来受けられる「老齢基礎年金」の年金額が少なくなったり、もしものときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」が受けられなくなったりする場合があります。

保険料の納め忘れがないように、金融機関などの預(貯)金口座から自動的に国民年金保険料を引落としする「口座振替」がありますので利用ください。

口座振替のメリット

- 保険料を納めに行く手間や時間が省けます。
- 納付期限を気にする必要がありません。
- 指定口座から自動的に引落とされるため、納め忘れがなく確実です。

申込方法

口座振替申出書に必要事項を記入し、口座振替希望の金融機関・郵便局または社会保険事務所に提出してください。

(口座振替申出書は本庁・各総合支所・社会保険事務所・金融機関・郵便局にあります)
手続きに必要なもの

- ① 預(貯)金通帳
- ② 預(貯)金通帳届出印
- ③ 国民年金保険料納付案内書 または年金手帳

口座振替を希望される方へ 当月末振替(50円割引)を お勧めします

口座振替には、次の4つの納付方法があります。

- ① 1年前納
 - ② 6カ月前納
 - ③ 毎月納付(翌月末振替)
 - ④ 毎月納付(当月末振替)
- ※毎月納付の場合、50円割引となる④の当月末振替をお勧めします。現在、③の翌月末振替を利用の方も、金融機関などで④の当月末振替に変更されますようお勧めします。

兵庫社会保険事務局豊岡事務所からのお知らせ

**年金個人情報提供サービスが
始まりました！**

社会保険庁では、ご自身で

年金加入記録を確認できる「年金個人情報提供サービス」を開始しました。

確認できる年金記録

- これまでの公的年金制度の加入履歴(加入制度、事業所名称、資格取得、喪失年月日、加入月数)
- 国民年金保険料の納付状況 など

利用方法

社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp>)にアクセスし、手続きを行ってください。

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

なお、お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号のわかるものを持参ください。

- 7月8日(土)は
午前9時30分～午後4時
- 7月3日(月)・10日(月)・18日(火)・24日(月)は
午前9時～午後7時

《問合せ》

- ▽兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎ 22-3196
- ▽市民課市民係または各総合支所市民生活課

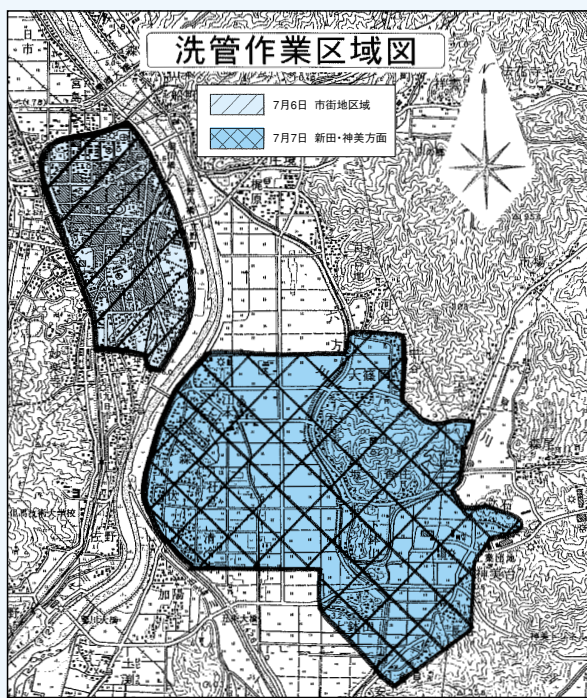
おいしい水を送るため 水道管の清掃作業を実施

市では、毎年この時期、水道管の清掃(消火栓からの水抜き)作業を行っています。この作業は、水道使用の少ない夜間に行いますが、作業中、一時的に水圧が下がったり、赤水が出る場合がありますので、ご理解をお願いします。作業日程と作業区域は、次のとおりです。

▼作業区域・日時

- 第1回目 市街地区域
7月6日(木)午後10時～7月7日(金)午前4時ごろ
- 第2回目 新田・神美・中筋区域(一部)
7月7日(金)午後10時～7月8日(土)午前4時ごろ

▼作業区域図



《問合せ》

水道課水道施設係 ☎ 22-5379
(夜間) ☎ 22-5377